



2023 年 2 月 28 日

各 位

会 社 名 琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社  
(証券コード 7364 TOKYO PRO Market)  
代 表 者 名 代表取締役会長 早川 周作  
問い合わせ先 取締役管理部長 平田 史隆  
TEL 098-851-8701

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023 年 3 月 31 日開催予定の当社第 5 期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に「定款の一部変更の件」を付議することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### I. 定款の一部変更の件

##### 1. 定款変更の目的

##### (1) 株主総会及び取締役会の運営に係る変更について

株主総会及び取締役会の運営について、経営体制に応じて柔軟な対応を可能とするため、現行定款第 14 条に定める株主総会の招集権者及び議長に関する規定及び、現行定款第 23 条に定める取締役会の招集者及び議長に関する規定の変更を行うものであります。

##### (2) 取締役の員数変更について

当社は、今後の事業創出及び事業展開への的確な対応及びコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、現行定款第 19 条に定める取締役の員数につきまして、取締役の員数を「8 名以内」から「12 名以内」に変更するものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容については、【別紙】のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2023 年 3 月 31 日
定款変更の効力発生日(予定)	2023 年 3 月 31 日

【別紙】（定款変更の内容）

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>（招集権者及び議長）</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役<u>社長</u>が招集する。取締役<u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、取締役<u>社長</u>が議長となる。取締役<u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p>第20条～第22条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役<u>社長</u>が招集し、議長となる。取締役<u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>（招集権者及び議長）</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役<u>会長</u>が招集する。取締役<u>会長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、取締役<u>会長</u>が議長となる。取締役<u>会長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>第20条～第22条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役<u>会長</u>が招集し、議長となる。取締役<u>会長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>

以上